

特許出願手続業務委託契約書

（以下「甲」という。）と弁理士法（以下「乙」という。）とは、甲が乙に委託する特許出願手続業務に関し、以下のとおり契約を締結する。

第1条（目的）

甲は乙に対し、次の発明に係る日本国特許出願の手続業務（以下「本業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。

発明の名称	
出願先	
出願人	

第2条（本業務の内容）

- 本業務の内容は、次の各号に掲げるものとする。
 - 明細書、特許請求の範囲、要約書及び図面の作成
 - 願書の作成及び特許庁に対する電子出願手続の代理
 - 前各号に付随する事務
- 出願に関する先行技術調査、出願審査請求、拒絶理由通知に対する応答、特許料（登録料）の納付その他出願後に生じる手続は、本業務に含まないものとする。これらを甲が乙に依頼する場合は、別途契約を締結する。

第3条（契約期間）

本契約の期間は、令和8年6月1日から令和9年2月28日までとする。

第4条（委託料及び支払方法）

- 本業務の委託料は、乙の見積書（No. 08-7955、令和8年6月1日付）に基づき、金447,840円とする。その内訳は次のとおりとする。

区分	金額
手数料（第2条第1項各号の業務に係る対価）	394,400円
消費税及び地方消費税（10%）	39,440円
願書貼用印紙代（特許出願料）	14,000円
合計	447,840円

- 前項の金額は見込額であり、特許請求の範囲の請求項の数、明細書の页数及び図面の数が見積時の前提と異なる場合は、乙の料金基準により精算するものとする。この場合の確定額は、乙が発行する請求書に記載された金額とする。

- 甲は、乙が発行する請求書に基づき、甲名義の金融機関口座から乙の指定する金融機関口座へ振り込む方法により委託料を支払う。振込手数料は甲の負担とする。

第5条（成果物）

- 乙は、本業務の完了後速やかに、次の各号に掲げる書面を甲に引き渡す。
 - 特許庁に提出した願書、明細書、特許請求の範囲、要約書及び図面の写し
 - 特許庁が発行する受領書（受付日及び出願番号の記載があるもの）
- 乙は、甲の求めに応じ、案件名、実施内容、成果物、出願番号及び完了日を記載した業務完了報告

書を交付する。

第6条（権利の帰属）

第1条に定める発明について特許を受ける権利、当該出願により生じる一切の権利及び本業務の成果物に係る権利は、すべて甲に帰属する。

第7条（再委託）

- 乙は、甲の書面による事前の承諾を得ることなく、本業務の全部又は主要な部分を第三者に委託してはならない。
- 前項にかかわらず、乙は、図面の作成その他の付随的業務を、自己の責任において第三者に行わせることができる。この場合乙は、当該第三者に本契約と同等の秘密保持義務を負わせるものとする。

第8条（秘密保持）

甲及び乙は、本業務に関して知り得た相手方の技術上又は営業上の秘密を、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に開示し、又は漏洩してはならない。ただし、法令に基づく開示及び特許庁に対する手続上必要な開示については、この限りでない。

第9条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、自己及び自己の役員等が暴力団その他の反社会的勢力に該当せず、かつこれらと一切の関係を有しないことを表明し、保証する。相手方がこれに違反したことが判明した場合は、催告を要せず直ちに本契約を解除することができる。

第10条（助成金に係る協力）

- 甲は、本契約に係る費用を、公益財団法人東京都中小企業振興公社「令和7年度 高齢者向け新ビジネス創出支援事業助成金」（令和7年12月24日付 7東中企助第2312号）の助成対象経費に計上する予定である。
- 乙は、甲の求めに応じ、同公社が実施する検査等に必要な書類の作成及び提出に協力する。

第11条（協議及び管轄）

- 本契約に定めのない事項又は本契約の各条項の解釈について疑義が生じた事項については、甲乙誠実に協議のうえ解決するものとする。
- 本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年6月1日

